

厚木市健康食育推進協議会会議の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市健康食育推進協議会（以下「協議会」という。）の会議を公開することによって、その会議状況を市民に明らかにし、もって市民参加による市政の推進に寄与することを目的とする。

(会議の公開の基準)

第2条 協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、情報公開条例第7条の規定に該当する情報について審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第3条 協議会の会議の公開又は非公開の決定は、協議会の会長（以下「会長」という。）が当該協議会に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第4条 協議会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議を公開で行う場合は、協議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設け、市民に傍聴を認めるものとする。
 - (2) 会長は、必要と認めるときは、傍聴人員を制限できる。
 - (3) 前号の傍聴人員を制限する場合は、先着順又は抽選でこれを行うものとする。
- 2 会長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に対し退席を命ずることができる。

(公開の通知)

第5条 協議会の会議を公開する場合は、会議の開催日時、会場、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナー及び市ホームページに掲示するものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第6条 会議に提出した資料のうち、会議次第については、傍聴者に配布するものとする。ただし、その他の資料については、会長があらかじめ認めた場合は、会場入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第7条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 会長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。
- (2) 協議会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他会場の秩序を乱し、又は、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(庶務)

第8条 協議会の公開に関する庶務は、協議会の庶務担当課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。